

※ 資料区分																
※ 受理警察署	:	:	:	:	:	:	(	署)								
※ 受理番号							※ 受理年月日	:	:	年	:	:	月	:	:	日
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし															

法 第 1 1 条 第 3 項 変 更 届 出 書

警備業法第11条第3項において準用する同条第1項の規定により届出をします。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

佐賀県 公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

福岡県久留米市〇〇町〇〇番地

福岡警備株式会社 代表取締役 福岡一郎

(フリガナ)		フクオカケイヒ (K K)													
氏名又は名称		福岡警備株式会社													
認定をした公安委員会の名称		福岡県 公安委員会												※	:
認定の番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇													
主たる営業所	名称	福岡警備株式会社 本店													
	所在地	福岡県久留米市〇〇町〇〇番地													
		電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇番													
変更年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日													
変更の事由		佐賀県内における警備業務の指揮統轄等を久留米営業所から大川営業所に変更													
		佐賀県内における警備業務の指揮統轄等を佐賀県外所在の営業所から佐賀県外所在の別の営業所（主たる営業所所在地の都道府県内に所在する営業所）に変更													

(認定をした公安委員会の名称又は認定証の番号に変更があつた場合)

旧	認定をした公安委員会の名称	公安委員会												
	認定の番号	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

(警備業法施行規則第21条第2項第2号に掲げる場合に該当した場合)

変更に係る営業所	名称														
	所在地														
	変更事項の種別	1. 当該警備業務を行うこととなつたこと。 2. 当該警備業務を行わないこととなつたこと。													

別紙 4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなった場合

※ 資料区分

(当該警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る営業所	名 称	福岡警備株式会社 大川営業所															
	所 在 地	福岡県大川市〇〇町〇〇番地															
	電話	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇番										※					
	警備業務の区分	1 号			2 号			3 号			4 号						
	警備業務の種別	1. 住宅に係る機械警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機械警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 雑踏警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 核燃料物質等危険物運搬警備業務			4. その他						
	警 備 員 指 導 教 育 責 任 者	(フリガナ) 氏 名	オ:オ:カ:ワ: :コ:タ:ロ:ウ: : : : : : : 大川 小太郎										配 置 状 況	1. 専任 2. 兼任			
		住 所	福岡県大川市〇〇町〇〇番地														
		電話	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇番										※				
		生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日							
			1	2	3	4	5	3	0	1	0	1	0				
	選任に係る警備業務の区分							1 号		2 号		3 号		4 号			
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称							福岡県 公安委員会									
	選任に係る資格者証の番号							〇:〇:〇:〇:〇:〇									

(当該警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る営業所	名 称	福岡警備株式会社 久留米営業所												
	所 在 地	福岡県久留米市〇〇町〇〇番地												
	種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所												

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。